

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

農地パトロールを行います！

農業委員会では毎年、市内全域の農地を対象に、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を行っています。

このパトロールは、遊休農地の把握と発生防止、農地の違反転用防止を図り、農地の確保と有効利用を目的として実施します。調査にご理解とご協力をお願いします。



遊休農地の解消に取り組んでいます

農業委員会では、遊休農地の解消・発生防止のため、農業委員や農地利用最適化推進委員が、日頃から市内の農地を巡回しています。

また、農業者の高齢化、耕作者が見つからないなどの理由で管理ができなくなった遊休農地の利用方法を、地域の方々や所有者と考えています。

お近くに遊休農地がありましたら、農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員までご相談ください。

遊休農地とは

- ・過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地所有者などによる農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ・農作物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地 など

許可申請等の提出はお早めに

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。今年度より、許可にあたり事前に地域計画の変更手続きが必要となるため、申請の受付日を変更しています。

また、申請から許可まで時間がかかりますので、農地の権利移動・転用を考えている方は、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

※農業委員会総会の承認を得ないと交付できない証明なども、申請期限は同じです。

■日程

申請期限
9月5日(金)
10月3日(金)
11月5日(水)
12月4日(木)
令和8年1月5日(月)
令和8年2月5日(木)
令和8年3月5日(木)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、国民年金に上乗せできる積立方式の公的年金で、以下の加入要件に該当する方であればどなたでも加入することができます。

ともに農業を営むご家族の加入も検討いただくことで、大きな安心を得ることが期待できます。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、節税効果もあります。詳しくは農業委員会、またはお近くのJA窓口までご相談ください。

■保険料

月額2万円（35歳未満の農業者は月額1万円）～6万7千円までの間の千円単位で自由に選択が可能

■加入要件

- ・20歳以上65歳未満であること
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であること。また、60歳以上65歳未満で加入する場合は国民年金の任意加入被保険者であること
- ・年間60日以上農業に従事する者であること